|  |
| --- |
| **３０３２．輸出取止め再輸入申告・**  **特例輸出貨物の輸出許可取消申請**  **変更事項登録** |

|  |  |
| --- | --- |
| 業務コード | 業務名 |
| ＥＥＡ０１ | 輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更事項登録 |

１．業務概要

輸出取止め再輸入申告または特例輸出貨物の輸出許可取消申請の内容を許可前に変更する場合に、「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更（ＥＥＥ）」業務に先立ち、輸出取止め再輸入申告または特例輸出貨物の輸出許可取消申請に係る変更事項を登録する。

本業務は、「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更事項呼出し（ＥＥＤ）」業務により呼出した輸出申告情報または輸出マニフェスト通関申告情報を利用して登録を行う。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

登録した変更事項は、ＥＥＥ業務までの間、任意に訂正できる。

本業務は、以下の税関手続きで輸出許可された情報が対象

①輸出申告（申告等種別が「Ｅ：輸出申告」」、「Ｎ：特定委託輸出申告」、「Ｍ：特定製造貨物輸出申告」または「Ｔ：特定輸出申告」が対象）

②輸出マニフェスト通関申告

２．入力者

通関業

３．制限事項

本業務または「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請事項登録（ＥＥＡ）」業務により発生する枝番は、９以下であること。

４．入力条件

（１）入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②「輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請（ＥＥＣ）」業務を行った通関業者と同一であること。

③輸出取止め再輸入申告変更事項または特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更事項の訂正の場合は、輸出申告ＤＢまたは輸出マニフェスト通関申告ＤＢに登録されている変更事項登録者と同一であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（Ｂ）項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

（３）輸出申告ＤＢチェック

入力された輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号が輸出申告に係る輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号の場合は、以下のチェックを行う。

①輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号が輸出申告ＤＢに存在すること。

②輸出取止め再輸入申告または特例輸出貨物の輸出許可取消申請が行われていること。

③輸出取止め再輸入許可または特例輸出貨物の輸出許可取消となっていないこと。

④輸出等許可後の手作業移行が登録されていないこと。

⑤出港予定年月日を過ぎていないこと。ただし、申告等種別が「Ｎ：特定委託輸出申告」、「Ｍ：特定製造貨物輸出申告」または「Ｔ：特定輸出申告」のいずれかの場合はチェックを行わない。（海上の場合）

⑥郵便物である旨の登録がされている場合は、出港予定年月日を過ぎていないこと。（航空の場合）

（４）輸出マニフェスト通関申告ＤＢチェック

入力された輸出取止め再輸入申告番号が、輸出マニフェスト通関申告に係る輸出取止め再輸入申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

①輸出取止め再輸入申告番号が輸出マニフェスト通関申告ＤＢに存在すること。

②輸出取止め再輸入申告が行われていること。

③輸出取止め再輸入許可となっていないこと。

④輸出等許可後の手作業移行が登録されていないこと。

（５）貨物情報ＤＢチェック（海上の場合）

以下のいずれかの場合はチェックを行わない。

①「貨物情報切替登録（ＣＨＧ）」業務が行われている場合

②輸出申告ＤＢに郵便物である旨が登録されている場合

（Ａ）輸出管理番号が貨物情報ＤＢに存在すること。

（Ｂ）仕分け・仕合せの親となっていないこと。

（Ｃ）船積情報登録による船積処理がされていないこと。

（Ｄ）訂正保留中となっていないこと。

（Ｅ）「許可・承認等情報登録（保税）（ＰＳＨ）」業務にて以下の登録がされてないこと。

①「亡失届受理」

②「滅却承認」

③「現場収容」

④「税関内収容」

⑤「その他の搬出承認」

（Ｆ）貨物手作業移行されていないこと。

（Ｇ）許可済貨物であること。

（Ｈ）入力された蔵置場がシステム参加保税地域＊２の場合は、蔵置されている保税地域と一致すること。ただし、申告等種別が「Ｎ：特定委託輸出申告」、「Ｍ：特定製造貨物輸出申告」または「Ｔ：特定輸出申告」のいずれかの場合はチェックを行わない。

（＊２）システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。

（Ｉ）入力された蔵置場がシステム参加保税地域＊２でない場合は貨物が全量蔵置されていないこと。ただし、申告等種別が「Ｎ：特定委託輸出申告」、「Ｍ：特定製造貨物輸出申告」または「Ｔ：特定輸出申告」のいずれかの場合はチェックを行わない。

（Ｊ）蔵置場コードがシステム参加保税地域＊２の場合は貨物が全量蔵置されていること。ただし、申告等種別が「Ｎ：特定委託輸出申告」、「Ｍ：特定製造貨物輸出申告」または「Ｔ：特定輸出申告」のいずれかの場合はチェックを行わない。

（Ｋ）運送中でないこと。ただし、申告等種別が「Ｎ：特定委託輸出申告」、「Ｍ：特定製造貨物輸出申告」または「Ｔ：特定輸出申告」のいずれかの場合はチェックを行わない。

（Ｌ）他所蔵置場所で通関する場合は、本業務の入力日が他所蔵置場の許可期間内であること。

（６）輸出貨物情報ＤＢチェック（航空の場合）

輸出申告ＤＢに郵便物である旨が登録されている場合はチェックを行わない。

（Ａ）ＡＷＢ番号が輸出貨物情報ＤＢに存在すること。

（Ｂ）貨物手作業移行されていないこと

（Ｃ）差止め貨物でないこと。

（Ｄ）搭載完了登録されていないこと。

（Ｅ）貨物が無効となっていないこと。

（Ｆ）仕分け親又は仕合せ親となっていないこと。

（Ｇ）税関への通知を要する事故情報が登録されている場合、税関による事故確認が登録されていること。

（Ｈ）搬入された貨物個数が積込港に対応する蔵置場に蔵置されている許可個数の範囲内であること。

（Ｉ）入力された蔵置場に貨物が蔵置されていること。ただし、申告等種別が「Ｎ：特定委託輸出申告」、「Ｍ：特定製造貨物輸出申告」または「Ｔ：特定輸出申告」のいずれかの場合はチェックを行わない。

（Ｊ）貨物取扱中でないこと。

（Ｋ）以下の登録がされていないこと。

①「亡失届受理」

②「滅却承認」

③「その他」

（Ｌ）輸出許可済みであること。

（Ｍ）他所蔵置場所で通関する場合は、本業務の入力日が他所蔵置場の許可期間内であること。

（Ｎ）ＵＢＧ貨物でないこと。

（７）その他のチェック

①ＭＤＡ貨物の場合のあて先官署は、ＭＤＡ受付官署であること。

②あて先官署は、輸出申告等受付官署であること。

③輸出申告（申告等種別が「Ｅ：輸出申告」）または輸出マニフェスト通関申告の場合、あて先官署は通関蔵置場を管轄する税関内の官署であること。ただし、自由化申告または航空の場合は、通関蔵置場を管轄する税関内の官署、当初許可税関または許可内容変更申請税関であること。

④申告貨物識別が郵便物にかかる識別でない場合は、あて先官署は外郵官署でないこと。

⑤輸出申告（申告等種別が「Ｎ：特定委託輸出申告」、「Ｍ：特定製造貨物輸出申告」または「Ｔ：特定輸出申告」）の場合、あて先官署を管轄する税関と、許可時のあて先官署を管轄する税関が同一であること。

５．処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「０００００－００００－００００」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う｡（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）あて先部門の決定処理

あて先部門は、輸出取止め再輸入申告または特例輸出貨物の輸出許可取消申請時のあて先部門を引き継ぐ。ただし、あて先部門コード欄に入力がある場合は、入力された部門とする。

（３）輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号の払出し処理

輸出取止め再輸入申告変更事項または特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更事項の登録を受け付けた場合は、輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号に対して枝番を払い出す。

ただし、輸出取止め再輸入申告変更事項または特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更事項の訂正の場合は、払い出しは行わない。

（４）輸出申告ＤＢ処理／輸出マニフェスト通関申告ＤＢ処理

①入力内容を輸出申告ＤＢまたは輸出マニフェスト通関申告ＤＢに登録・更新する。

②枝番を払い出した場合は、旧輸出取止め再輸入申告番号または旧特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号の申告情報に削除の旨を設定する。

③輸出申告ＤＢまたは輸出マニフェスト通関申告ＤＢに登録されている通関士審査結果を取り消す。

（５）貨物情報ＤＢ処理

輸出取止め再輸入申告または特例輸出貨物の輸出許可取消申請された旨を登録する。ただし、以下のいずれかの場合は、処理を行わない。

①ＣＨＧ業務が行われている場合

②輸出申告ＤＢに郵便物である旨の登録がされている場合

（６）輸出貨物情報ＤＢ処理

輸出申告ＤＢまたは輸出マニフェスト通関申告ＤＢに登録されているＡＷＢ番号について、輸出取止め再輸入申告または特例輸出貨物の輸出許可取消申請が行われた旨を輸出貨物情報ＤＢに更新する。ただし、郵便物である旨の登録がある場合は、処理を行わない。

（７）注意喚起メッセージ出力処理

注意喚起メッセージとして処理結果通知に出力する。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙Ｅ０６「輸出申告事項登録等における注意喚起メッセージの出力優先順位」を参照。

（８）添付ファイル管理ＤＢ処理

入力された輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、訂正内容を添付ファイル管理ＤＢに登録する。

（９）出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

６．出力情報

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報名 | 出力条件 | 出力先 |
| 処理結果通知 | なし | 入力者 |
| 輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更入力控情報（大額） | 以下の条件をすべて満たす場合に出力   1. 輸出申告に係る輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号である 2. 輸出申告ＤＢに登録されている大額・少額識別が「Ｌ」 | 入力者 |
| 輸出取止め再輸入申告・特例輸出貨物の輸出許可取消申請変更入力控情報（少額） | 以下の条件をすべて満たす場合に出力   1. 輸出申告に係る輸出取止め再輸入申告番号または特例輸出貨物の輸出許可取消申請番号である 2. 輸出申告ＤＢに登録されている大額・少額識別が「Ｓ」 | 入力者 |
| 輸出取止め再輸入申告変更入力控情報（輸出マニフェスト通関申告） | 輸出マニフェスト通関申告に係る輸出取止め再輸入申告番号である場合に出力 | 入力者 |